

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、

記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆入札書及び上記1の書面の書式は、BITサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる**場合のみ**チェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書9を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 3日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 三 輪 充 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 8時30分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前11時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日 午前10時00分から 令和 8年 6月 2日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原 |
| | 地 番 | 1787番60 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.65平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原1787番地60 |
| | 家屋 番号 | 1787番60 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 49.68平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 2月25日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 三 輪 充 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原 |
| | 地 番 | 1787番60 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.65平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原1787番地60 |
| | 家屋 番号 | 1787番60 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 49.68平方メートル |

令和7年(ケ)第30号
令和7年12月25日受理
令和8年2月17日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部

執行官 小堀尊久

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原 |
| | 地 番 | 1787番60 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.65平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市宇田川字水口原1787番地60 |
| | 家屋 番号 | 1787番60 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 49.68平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	栃木県大田原市宇田川1787番地60
土 地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	本件土地にはカーポート及び簡易物置が存在する。
建 物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) <input type="checkbox"/> 種 類: <input type="checkbox"/> 構 造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	本件建物南西側にはウッドデッキ(樹脂製)が設置されている。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 [年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■物件所有者	<p>1 本件土地建物はいずれも私が所有しています。</p> <p>2 本件建物は私が本件建物の敷地として使用し、本件建物は私が家族と共に居住し、居宅として使用しています。</p> <p>3 本件建物の屋内で動物を飼ったことはありません。</p> <p>4 現時点で本件建物に不具合箇所はないと思います。</p> <p>5 本件建物は建築後にオール電化住宅に改修しました。</p> <p>6 本件建物とカーポート屋根部分には太陽光パネルが設置されています。これらパネルは正常に動作しており売電しています。本件建物屋根部分に設置されている太陽光パネルは後付けしたのですが、パネル関係の代金は本競売申立債権に含まれています。一方、カーポート屋根部分に設置されている太陽光パネルは5年位前に設置したものであり分割払いの途中であるため、ローン会社である株式会社オリエントコーポレーションに所有権が留保されていると思います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述により本件各物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本件土地は土地所有者が本件建物の敷地として使用し、本件建物は建物所有者が家族と共に居住し、居宅として使用している。本件建物を見分したところ、建物基礎部分に複数箇所のひび割れが確認されたほか、築年数相当に経年劣化しているものと見受けられた。
- 3 本件建物はオール電化住宅であり、本件建物屋根部分及びカーポート屋根部分には太陽光パネルが設置されている。関係人の陳述によれば、本件建物屋根部分に存在するパネル関係の代金は本競売申立債権に含まれているが、カーポート屋根部分に存在するパネル関係の代金は株式会社オリエントコーポレーションに留保されているということである。
- 4 本件土地の北東側及び南東側に幅員約6.0mの舗装市道が接面しており、当該各道路はいずれも建築基準法42条1項1号に該当する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年1月8日(木) 14:20-14:30	大田原市役所	地番図、間取図取得 道路関係調査
R8年1月8日(木) 15:00-15:10	物件所在地	外観調査、外観写真撮影 事務連絡文書差し置き
R8年1月14日(水)	当庁(電話)	物件所有者から電話。占有関係調査。調査期日調整
R8年2月11日(水) 9:00-9:30	物件所在地	物件所有者立会いのうえ、物件に立入調査。評価人同行。
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 2月11日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

1+440.293



-453.293 (座標種別: 図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(toubokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
宇田川

請求部	所在	大田原市宇田川字水口原			地番	1787番60	
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日	平成10年1月9日			備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (宇都宮地方務局大田原支局管轄)

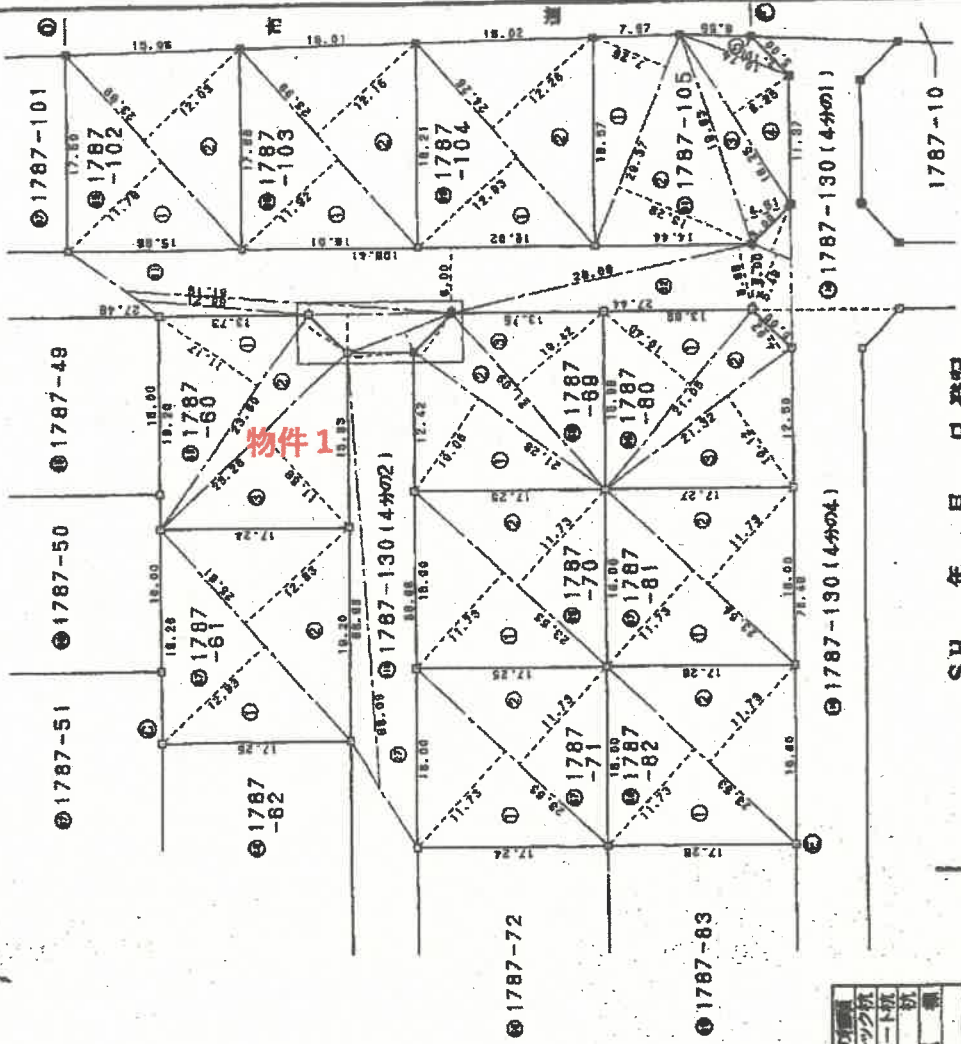
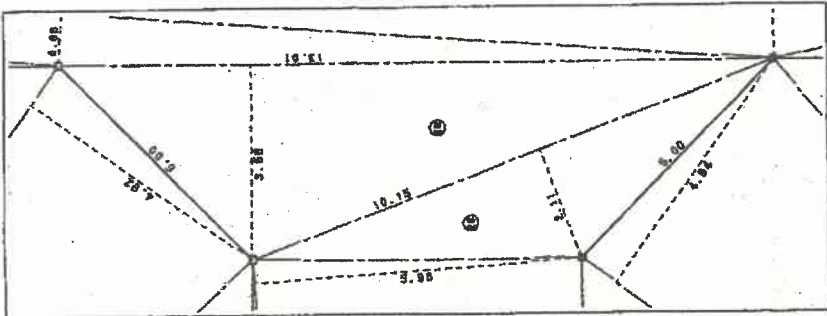
令和7年11月12日
 東京法務局台東出張所
 登記官

(6 枚目)

平成16年11月16日登記

前 (787-12) 地積測量図 3/19

地番	1787-12 1787-16 - -130
土地の所在	大田原市宇田川字水口原



縮尺 1/500

SH 年 月 日 登記

申請人

作製者

測量点	地積測量図
□	プラスチック杭
田	コンクリート杭
◎	石杭
◎	金属標

(栃木県土地家屋調査士会用品)

(4/20)

登記年月日：平成16年11月16日

2002977

拡大図1/100

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方裁判所大田原支庁管轄)

令和7年11月12日

栃木県法務局 台東出張所

(7 枚目)

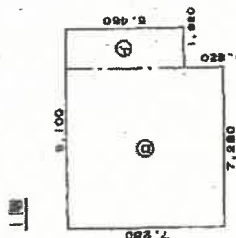
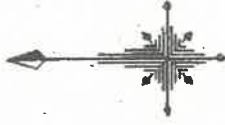
請求番号：5-2

4005241 各階平面図

建物図面

家屋番号 1787-60

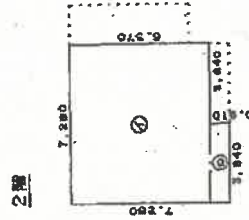
建物の所在 大田原市宇田川寺水口原1787番地60



床面積

㊸	1,920 x 5,460	= 9,9372
㊹	7,280 x 7,280	= 52,9984
計		62,9356

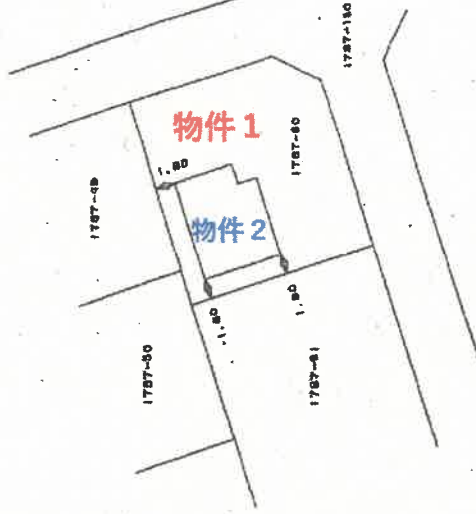
床面積 62.93 ㎡



床面積

㊺	7,280 x 8,370	= 48,3736
㊻	5,640 x 8,310	= 3,5124
計		49,6860

床面積 49.68 ㎡



製作者
土地家屋調査士
(平成16年)

(株) 楠木県土地家屋調査士会 所属

縮尺 1/250

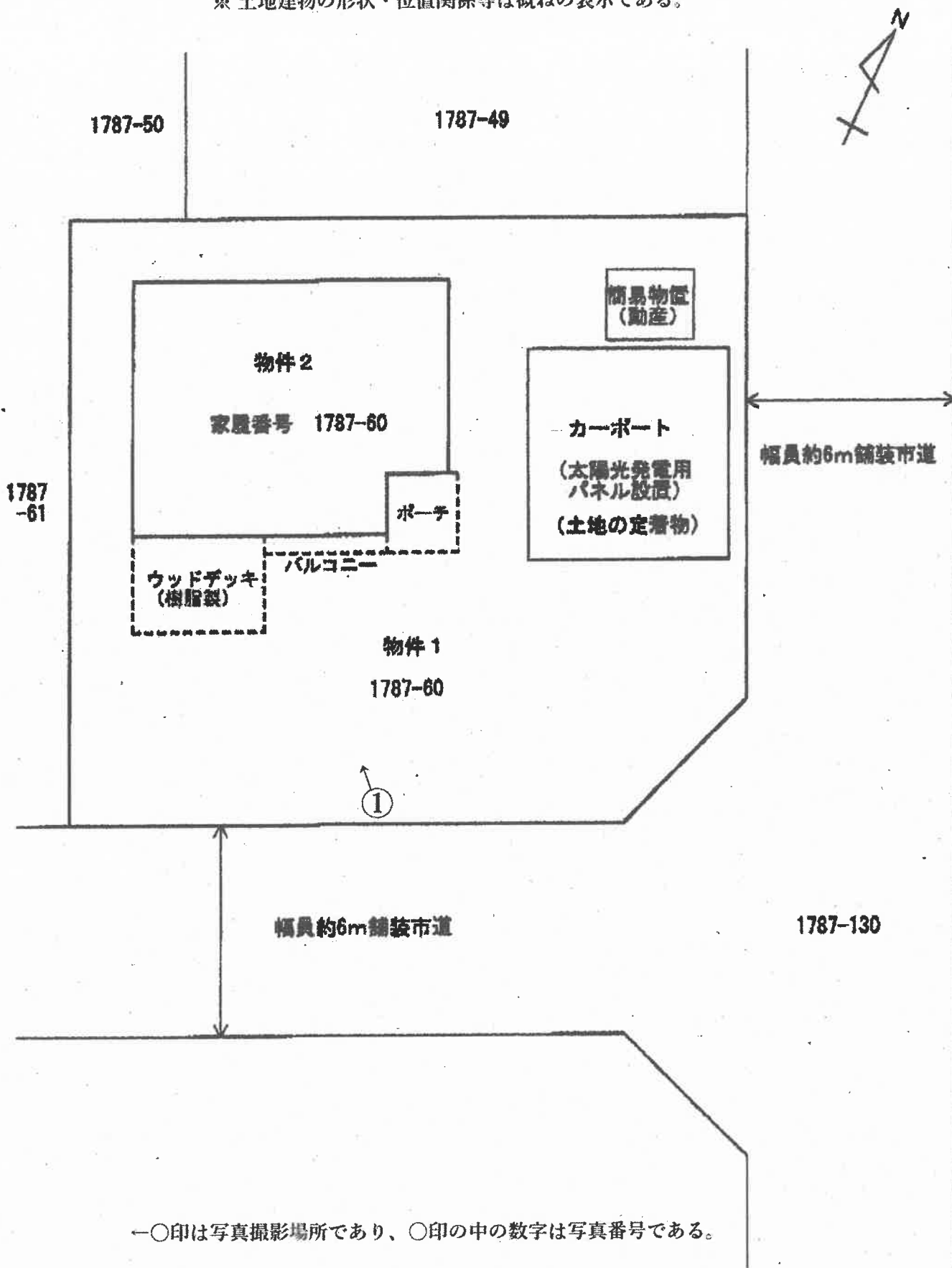
申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を断りした書面である。
 (宇都宮地方裁判所大田原支庁管轄)
 令和7年11月12日 東京法律事務所 提出

土地建物位置関係図

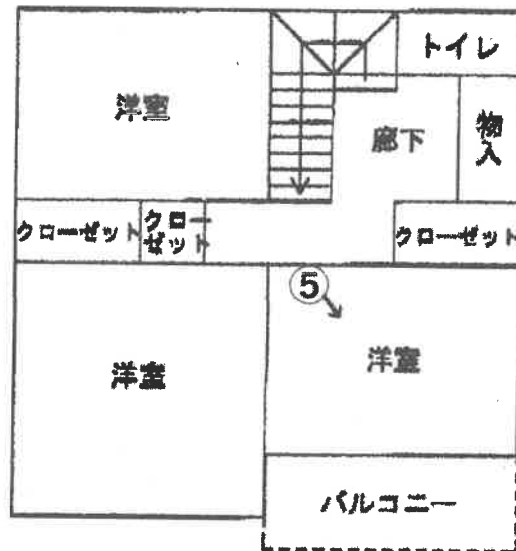
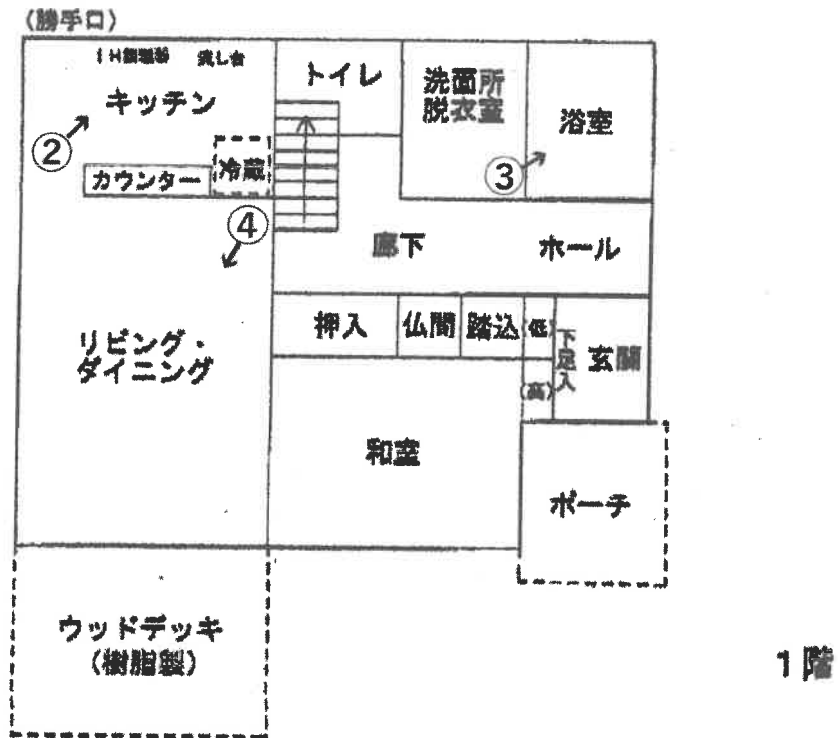
※ 土地建物の形状・位置関係等は概ねの表示である。



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図

※間取りは概略を記載したものであり、建具・住設機器等の仕様及び規格は便宜的な表示である。



○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写真1



写真2 (キッチン)



写真3 (浴室)



写真4 (リビング)



写真5 (2階東側洋室)



令和 7年 (ケ) 第 30号
令和 7年12月26日 受 命
令和 8年 2月11日 現地調査
令和 8年 2月13日 評 価
令和 8年 2月16日 提 出

宇都宮地方裁判所
大田原支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
茂 垣 雅 徳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6, 1 4 7, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 9 2 1, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 4, 2 2 6, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	大田原市宇田川字水口原 1787番60 宅地 324.65㎡	概ね同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	大田原市宇田川字水口原17 87番地60 1787番60 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 62.93㎡ 2階 49.68㎡	概ね同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R東北本線「西那須野」駅の南東方約6.9km（直線距離）に位置する。 （末尾添付「位置図」参照）	
付近の状況	当地域は低層戸建住宅が建ち並ぶ郊外の分譲住宅地域（宇田川ニュータウン）である。 当該団地内は戸建住宅が区画整然と建ち並ぶものの、周辺には水田地帯が存する。 地域内は概ね平坦である。 当地域は住宅地域としての現状を維持して推移するものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 その他	非線引都市計画区域 指定なし 指定60% 指定200% 建築基準法第22条区域
画地条件	地積：324.65㎡ 間口：約16m（南東側） 奥行：約17m ※間口・奥行は公図による 形状：ほぼ正方形 地勢：概ね平坦 高低差：接面道路とほぼ等高 接面道路との関係：角地（南東側・北東側）	
接面道路の状況	物件1 南東側幅員約6m舗装市道（宇田川6号線、建築基準法第42条第1項第1号道路に該当） 北東側幅員約6m舗装市道（宇田川7号線、建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）	
土地の利用状況等	所有者が物件2の建物の敷地として占有している。	
供給処理施設	物件1 上水道：あり 都市ガス：なし 下水道：あり （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

<p>土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査</p>	<p>関係官公署及び現地調査の結果、本件土地を含む周辺において 土壌汚染対策法第5条の特定有害物質に汚染されている区域は見 受けられない。</p>
<p>特 記 事 項</p>	<p>物件1の北東部に簡易物置1基、カーポート1基が存在する。 都市計画法第29条開発許可 開発許可番号：栃木県指令都計第4-9-5号 許可年月日：平成14年10月7日 変更許可年月日：平成15年12月24日 工事完了検査年月日：平成16年1月20日 検査済証交付：平成16年2月12日 予定建築物等の用途：専用住宅（分譲）</p> <p>災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した 場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度につい ては、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希 望者者において判断する必要がある。</p>

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成16年 6月 1日新築 経過年数 約22年 経済的残存耐用年数 約8年
仕様	構造 木造セメント瓦葺 2階建 屋根 セメント瓦葺 外壁 サイディング 内壁 クロス貼 天井 クロス貼 床 フローリング・畳 設備 太陽光発電設備 その他 オール電化
床面積（現況）	1階 62.93㎡ 2階 49.68㎡ 延 112.61㎡
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 末尾添付建物間取図参照
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者が家族と共に居宅として使用している。
特記事項	屋根に太陽光発電用の太陽光パネルが設置されている。なお、物件2の屋根部分に設置の太陽光パネルは所有者へ所有権が移転しているが、カーポート屋根部分に設置の太陽光パネルはリース会社に代金が留保されている。（所有者の陳述） 南西側にウッドデッキ（樹脂製）が存在する。 基礎部分に複数箇所ひび割れが認められる。また、経年により外壁コーキング材に劣化が認められる。 建築確認（建築基準法）について 確認済証番号 交付年月日：平成16年2月23日 確認済証番号：第2004-05-0173号 完了検査 検査年月日：平成16年6月1日 検査済証番号：第2004-05-0173号

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	14,200	1.05	324.65	0.90	4,356,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 那須塩原(県)-9

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,200\text{円}/\text{m}^2 \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/120 = 14,200\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+20補正

イ 個別格差：角地 (南東側・北東側) +5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	112.61	0.21	4,730,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数22年、経済的全耐用年数30年、経済的残存耐用年数8年、

観察減価及び中古建物の市場性減価20%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率0% + (1-0%) × (経済的残存耐用年数8年 / 経済的全耐用年数30年)} × (1-観察減価20%) ≒ 0.21

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,356,000	0.30	法定地上権	1,307,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,356,000	-1,307,000	/	0.90	0.70	1,921,000
2	4,730,000	+1,307,000	1.00	1.00	0.70	4,226,000
一括価格 (合計)						6,147,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1 0.90 物件1 カーポート屋根部分の太陽光パネルのリース残債あり(留保)▲10

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 那須塩原(県)-9

所 在 : 那須塩原市二区町1439番4

地 目 : 宅地

価 格 : 17,200円/㎡

位 置 : JR東北本線野崎駅約2.1km

価 格 時 点 : 令和 7年 7月 1日

地 積 : 331㎡

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 南東6m市道

用途指定等 : 非線引都市計画区域 (建蔽率60%, 容積率200%)

地域の概要 : 小学校背後地の農耕地帯内に宅地造成された住宅地域

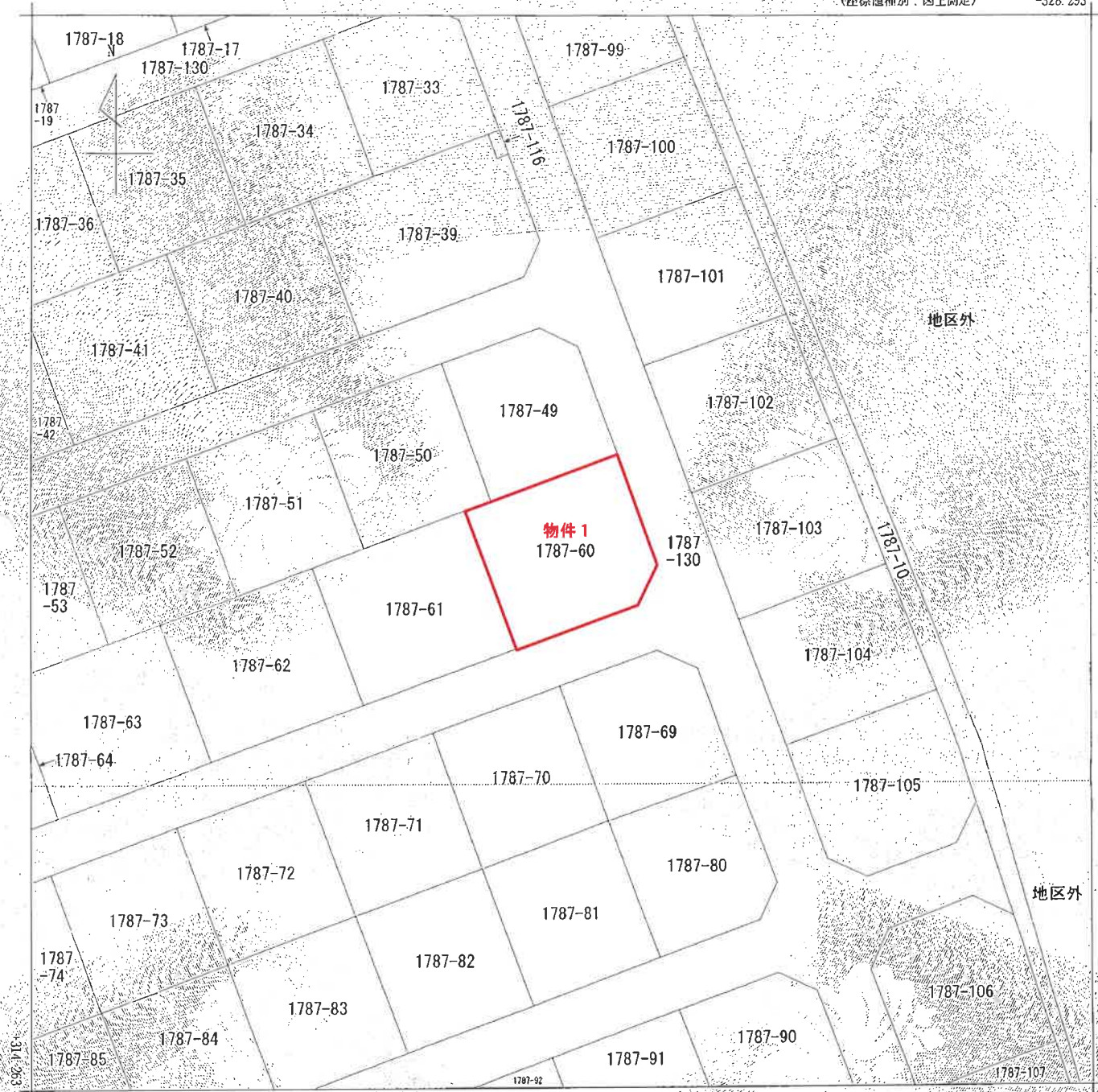
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写・各階平面図
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

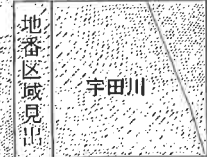
以 上



出所：地理院地図GSI Maps



453.293 (座標値種別：図上測定)
 (注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

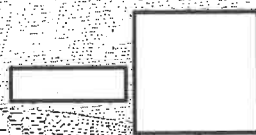
請求部	所在	大田原市宇田川字水口原		地番	1787番60				
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成10年1月9日		備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (宇都宮地方務局大田原支局管轄)

令和7年11月12日
 東京法務局台東出張所

請求番号：5-1
 (1/1)

登記官



令和7年11月12日

東京法務局台東出張所

(東京都地方支務局大田庁舎局管理)

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

登記官

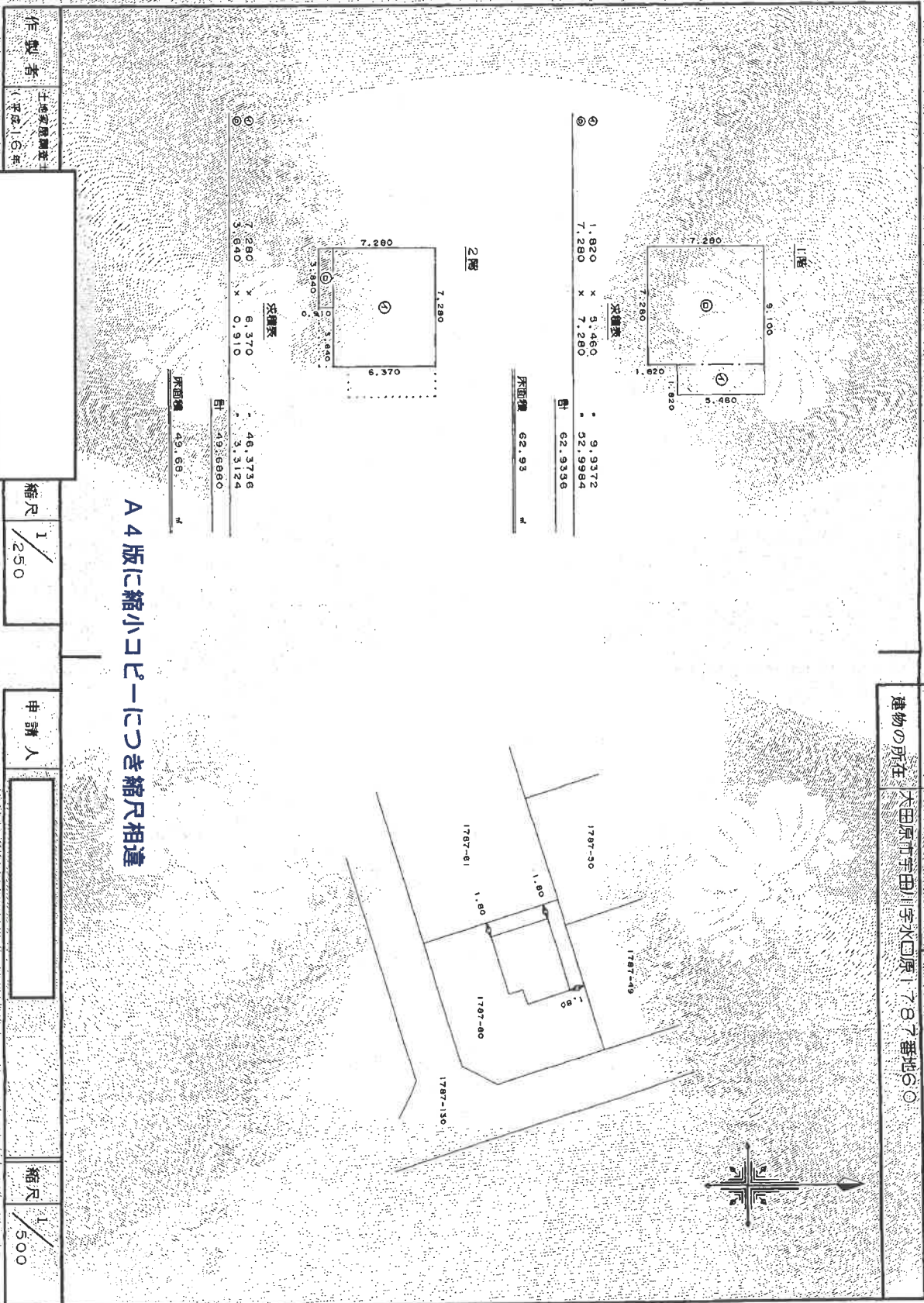
登記年月日：平成16年6月28日

4005241 各階平面図

家屋番号
1787-60

建築物の所在
大田区宇田川字水口原1787番地60

建築物図面
各階平面図



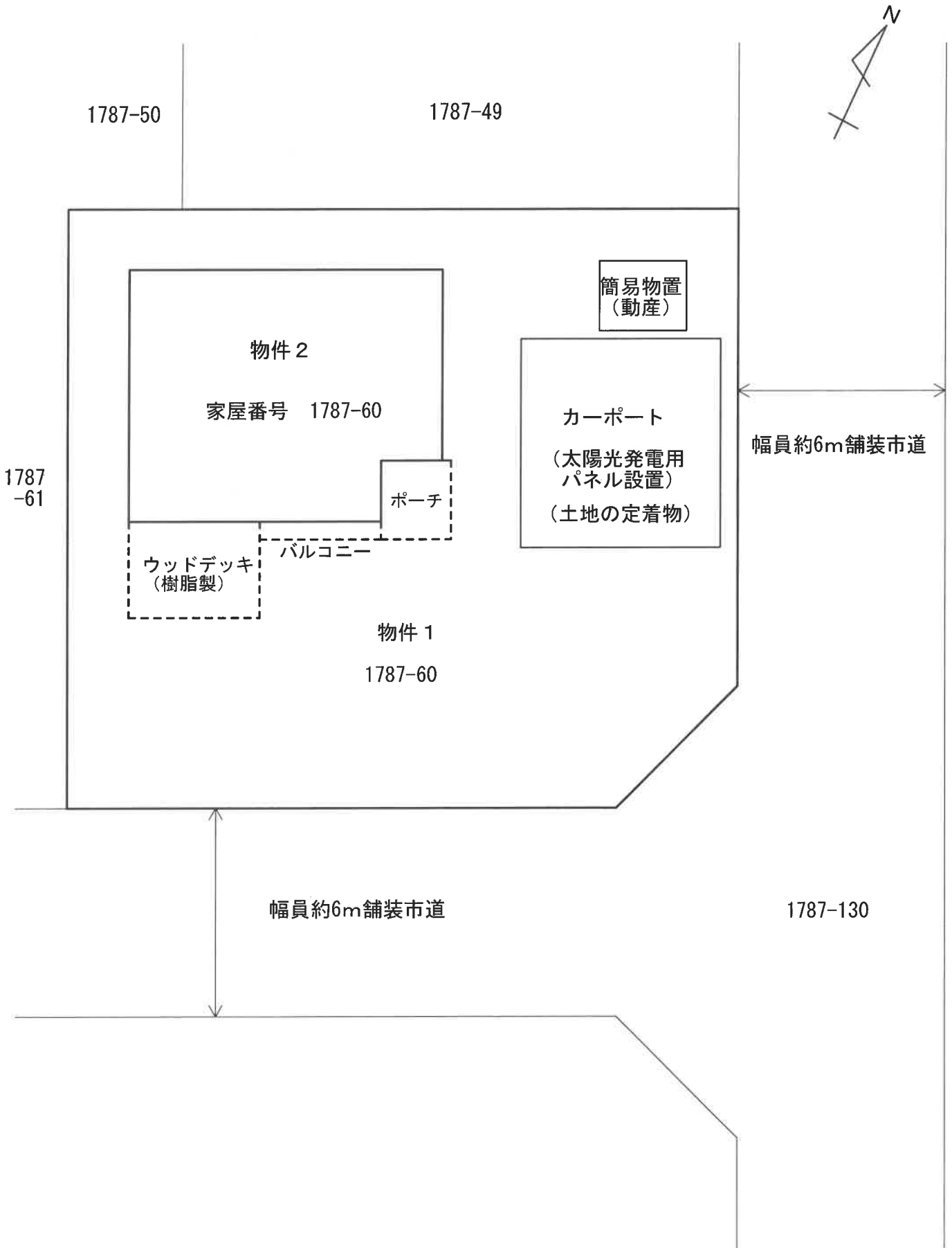
製作者
士地家屋調査士
平成16年

縮尺 1/250

申請人

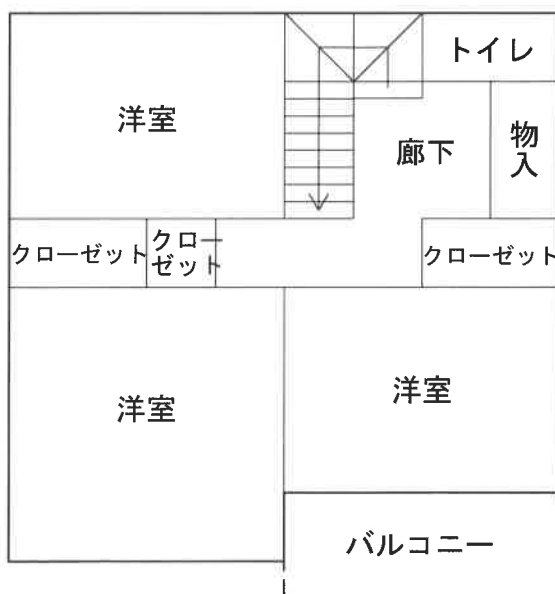
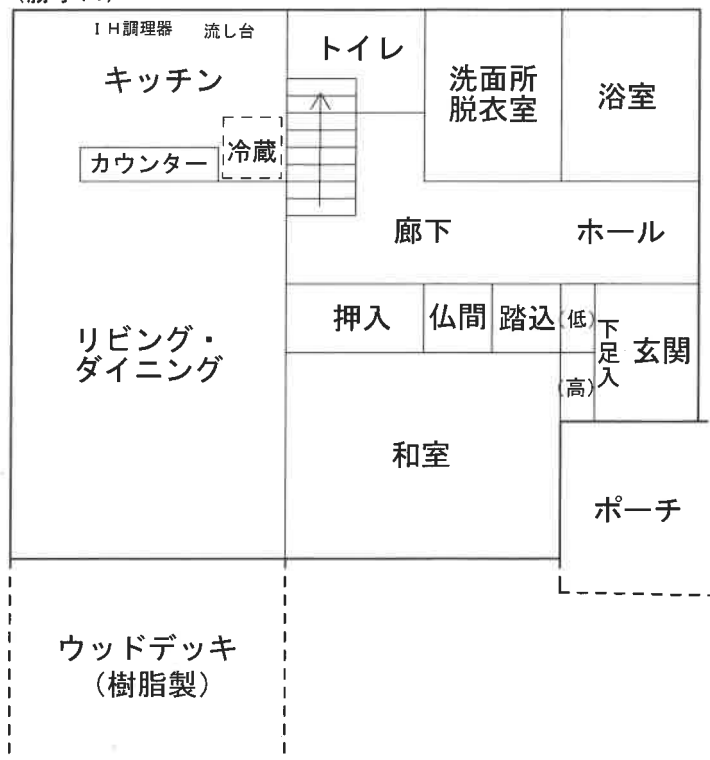
縮尺 1/500

土地建物位置関係図



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

(勝手口)



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。